

令和6年度

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

令和6年度決算に基づく町の健全化判断比率(4つの財政指標)および公営企業の資金不足比率について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により公表します。

各比率が国の定める早期健全化基準(経営健全化基準)以上になった場合には、議決を伴う財政健全化計画策定などとともに、自主的な改善努力による財政健全化を図ることになります。また、財政再生基準以上になった場合には、財政再生計画を策定し、国の関与による財政再建を図ることとなります。

本町においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、および資金不足比率について赤字はなく、実質公債費比率および将来負担比率も早期健全化基準を下回っており、健全な状況を示しています。

引き続き徹底した行財政改革や各種施策の選択を行い、財政の健全性を維持するよう努めます。

■健全化判断比率

指 標	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率 普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	—	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率 すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	—	20.00%	30.00%
③実質公債費比率 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率	6.2%	25.0%	35.0%
④将来負担比率 町が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率	—	350.0%	

※①②は赤字額がなかったため「—」で表示しています。

④は将来負担比率が算定されなかったため「—」で表示しています。

■資金不足比率（公営企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度をみる比率）

公営企業	令和6年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.00%

※ 資金不足がないため「—」で表示しています。

問い合わせ

睦沢町役場 企画財政課 財政班

電話:0475-44-2507